

今年も茅刈りの季節がやってきました！

## かや 茅確保支援事業補助金のご案内

下郷町農業再生協議会では、町内遊休農地対策及び里山景観維持、さらには国選定重要伝統的建造物群保存地区である大内宿において不足している屋根材用茅の確保を目的として、予算の範囲内において補助金を交付しています。

### ■補助対象者：以下の要件を全て満たす「個人」「法人」「団体」

※大内区の団体は補助対象外となります。

- ①町内に住所を有すること。
- ②自らが茅の刈り取りから販売までを行うこと。
- ③協議会が指定した業者へ販売すること。

（指定業者：大内宿茅保存庫管理会、会津かやぶき小椋竹彦、小山忠男）

### ■要件等

- ①町内で刈り取った茅であること。
- ②令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に販売した茅であること。  
※前年に刈り取りを行い、乾燥させていたものも対象となります。
- ③次の基準をすべて満たした茅であること。
  - i：茅の長さは約250cm
  - ii：しっかり乾燥していること
  - iii：茅以外の植物が混じっていないこと
  - iv：裏面に記載の1段あたりの基準を満たしていること

■助成額 **茅1段あたり：1,500円** ※1段の基準は裏面に記載してあります。

### ■必要書類

- ①茅確保支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②販売を証する書類（販売段数がわかるもの）
- ③茅場の地図
- ④振込口座通帳の写し

■申請期限 令和6年3月29日（金） ※必着

### ■申請方法

下郷町役場 農林課農政係 窓口にて申請を受け付けます。

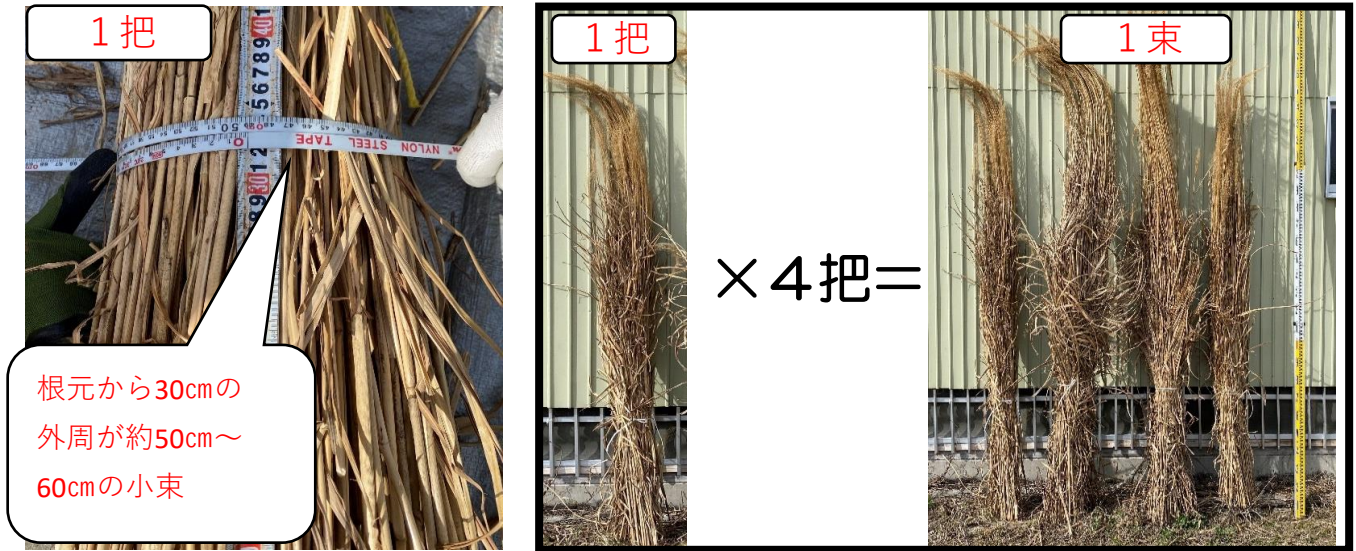


■その他 ご不明な点は、気軽に裏面のお問い合わせ先までご相談ください。  
（裏面もご覧ください。）

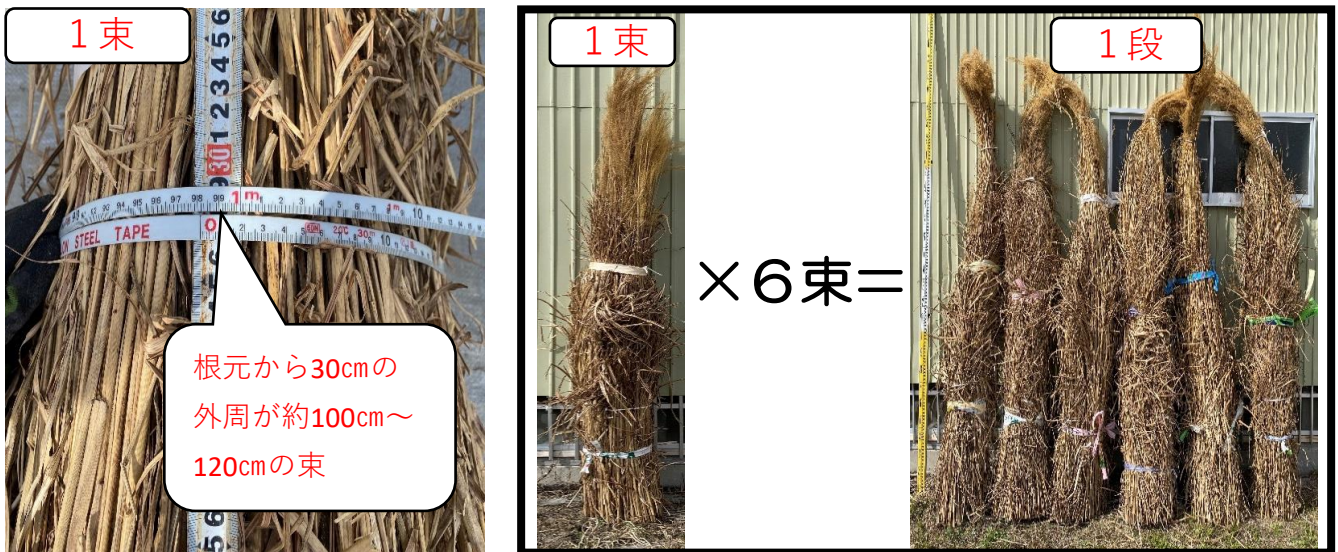


## ■茅1段の基準

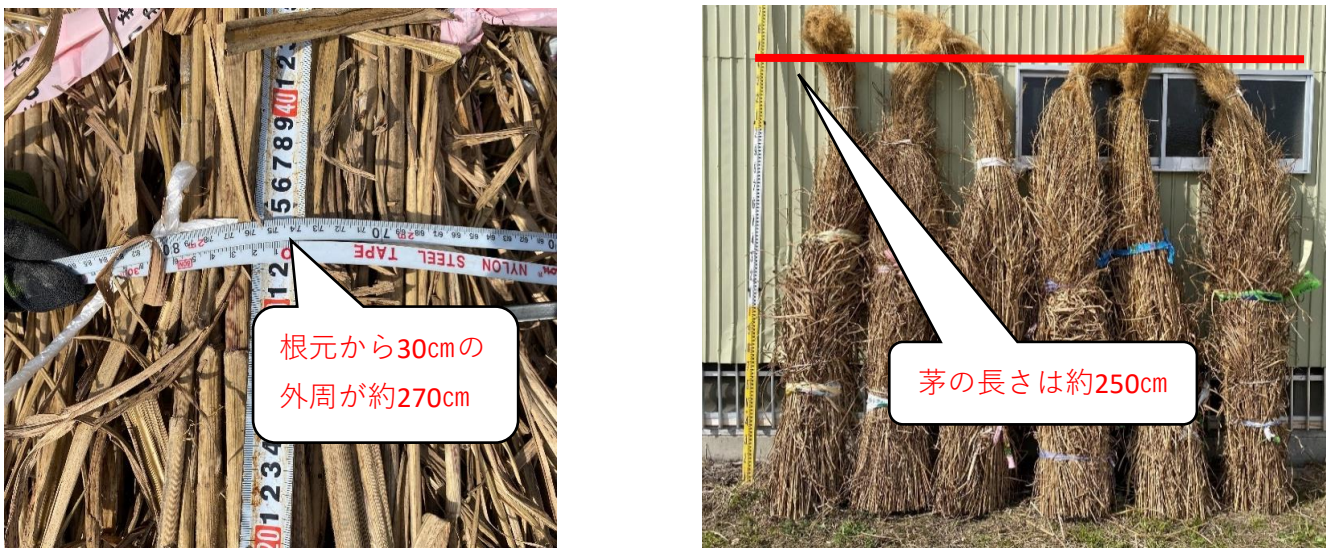
◎1把（根元から30cmの外周が約50cm～60cmの小束）×4把＝1束



◎1束（根元から30cmの外周が約100cm～120cmの束）×6束＝1段



◎1段（根元から30cmの外周が約270cm）



※お問い合わせ先：下郷町農業再生協議会（下郷町役場 農林課 農政係）

Tell：0241-69-1188 Mail：nousei\_01@town.shimogo.fukushima.jp